

「五所川原市個別施設計画」（改訂案）についての意見募集

市では、五所川原市公共施設等総合管理計画で示した公共施設に関する基本的な方針を具現化するため、施設類型ごとに策定している個別施設計画の改訂案を作成しましたので、下記のとおり、市民の皆さんからの意見を募集します。

記

1 意見を募集する計画

- ① 五所川原市集会施設整備計画（改訂案）
- ② 五所川原市文化施設整備計画（改訂案）
- ③ 五所川原市図書館整備計画（改訂案）
- ④ 五所川原市博物館等整備計画（改訂案）
- ⑤ 五所川原市観光・レクリエーション施設整備計画（改訂案）
- ⑥ 五所川原市スポーツ施設整備計画（改訂案）
- ⑦ 五所川原市産業系施設整備計画（改訂案）
- ⑧ 五所川原市学校教育系施設整備計画（改訂案）
- ⑨ 五所川原市子育て支援施設整備計画（改訂案）
- ⑩ 五所川原市保健・福祉施設整備計画（改訂案）
- ⑪ 五所川原市庁舎等整備計画（改訂案）
- ⑫ 五所川原市その他行政施設整備計画（改訂案）
- ⑬ 五所川原市供給処理施設整備計画（改訂案）
- ⑭ 五所川原市その他施設整備計画（改訂案）
- ⑮ 五所川原市公園施設整備計画（改訂案）

2 意見募集期間

令和7年2月7日から令和7年3月9日まで

3 案の概要

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) や市財政課施設マネジメント室、行政資料スペース（本庁舎、金木及び市浦総合支所）でご覧いただけます。

4 関係資料

別添案のとおり。

*関係資料をご希望の方は、市財政課施設マネジメント室にお越しいただくか、郵送の申し込みを行ってください。なお、郵送を希望される場合には、送料をご負担いただきます。

5 意見提出の際の留意事項

- (1) 提出にあたって使用する言語は、日本語とします。
- (2) 提出方法は、郵便、FAX 又は電子メールによるものとします。
- (3) 意見提出にあたっての様式は特にありませんが、提出される方の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先・代表者名）を明記してください。住所・氏名が記載されていない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。
- (4) 提出先は次のとおりです。

(郵便) 〒037-8686 五所川原市字布屋町 41 番地 1
五所川原市財政部財政課施設マネジメント室
(FAX) 0173-35-3617
(電子メール)2406pbc@city.goshogawara.lg.jp

6 提出された意見の公表

提出していただいた意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています。公開にあたっては、住所・氏名は公表しませんが、意見の内容を簡単にとりまとめて、公表する予定です。（この際に、類似の意見は、まとめて公表することもあります。）

なお、賛成、反対のみの意見については、その件数は公表しますが、案そのものが市の意見ですので、改めて考え方を公表することはありません。